

厚生委員會議錄第十五号

午後一時四十一分開議

同（有履如追末終介）（卷三十五十一）

社會保障制度確立二十年來
四月十五日

正、法律案、母子福祉資金の貸付

組合が、あつた社会の、経済的

のたふし、はづれた上へ、

けれども、やはり協同組合が仕事をや
つて行く上に、政府として課税上のこ
とについても保護政策をとつて行くこ
うなこと、それから金融等についても
考へて行くということ、それからもう
一つの問題は、やはり精神の問題とい
うことも大きな問題でございまして、
組合をほんとうに育てて行くという
ようなみんなの気持が起らないと、単
なる利害だけで結ばれておきますと、
何か経済的なつまずきがあれば、すぐ
それでやめてしまふということになり
ますので、そういうふうな意味から
も、組合の仕事をする中堅的な幹部と
申しますか、そういうようなものを養
成することも必要じゃないだろうか
というふうな考えを持っております。な
おそれとあわせまして、そういうふう
給事業だけではなくして、お互いの生
活の内容を高めるといつたような面の
仕事もやつて行く必要がありはしない
か。いろいろ申し上げまして、あるい
は御答弁にならぬかもしれせんけれ
ども、そういうふうなことが考えら
れる次第でございまして。

○長谷川(保)委員 確かにお話の点
は、今日の消費組合の不活発な原因の
有力なるものの幾つかであると思ひの
であります。そこでまず最初に、今日
資金金融の面はどういうふうな事情に
なつておりましたか。これを伺いた
い。

○今村説明員 私からお答え申し上げ
ます。現在生協につきましましては、農協
の農林中金、それから中小企業の商工
中金というふうな親銀行、いわゆる系
統金融機関というものがつけられてお
りません。ただありますのは、国民金
融公庫、それから今度国会で改正にな

りまして、中小企業金融公庫の貸付金
の対象になるはすであります。そうい
う点が逐次開けつつあるのであります
が、現実としましては、規模が非常に
小さいために、一般の銀行なりあるい
は信用金庫なりというふうなもの、
直接生協に対して融資を積極的によつ
てくれないという状況でございまして。
職域は、会社方面から資金を相当借り
ておりますけれども、地域の小さい組
合では、やはり役員が借りにくことに
ついて相当苦労しておることは事実で
あります。

○長谷川(保)委員 非常に残念なこと
でありますけれども、そういったし
るいは資金面は、先ほどお話の、この前
の国会でできた貸付金二千五百万円、地
方から出たものと合せて約五千万円、そ
れと労働金庫、国民金融公庫というよう
なものだけのやうに伺いました。それ
で、今中小企業金融公庫の方から適
がつかうという可能性も出て来ているよ
うであります。中小企業金融公庫の方
は、御承知のように実際の窓口は銀
行であります。銀行はおそらく実際
にはほとんど融資はしないだろうと思
います。今日のような程度の消費生活
協同組合ではおそれなくはない、これは
道はついてもほとんど見込みなし、
こう思います。それでは、国民金融
公庫の方から全国でどれくらい金の
が生協の方にまわつておりましたよ
うか。

○今村説明員 それはお手元に参考資
料が参つておるはずであります。そ
の八十二ページにございまして、
全国で借入金金が職域、地域全部合せて
六億八千万ほどでございます。そのう

ち、国民金融公庫からは地域組合に千
三百三十四万八千円。これは二十八
三月末現在の調べであります。約千
三百万円。それから職域組合は二百三
十九万九千円、その他もありますが、
合計千六百二十八万七千円という現状
であります。金額は非常に小さいと
思ひますけれども、全体の借入金の
二・四割ということになっておりま
す。

○長谷川(保)委員 実に情ない金融で
あります。このやうなことではどうに
もならないのがほんとうで、これは根本
的に方法を考え直さなければならぬと、
どなたもお考えになるだろうと思ひま
す。このやうな金融でもつてわれわれが
協同組合に期待することは夢にもでき
ないわけでありまして。そこでこの問題
を何とか打開しなければならぬと。
今後こういう問題について協同組合と
いうものが重要なものであるという認
識に立ちますならば、何とか方法を立
てなければならぬが、それについて
当局はどういうやうな御方針を持つ
ておいででしょうか、伺いたいのであ
ります。

○安田政府委員 あるいは御質問の前
提に消費生活協同組合の方で何か信用
事業をやつたらどうかというやうなお
気持があるのではないかと申すのであ
ります。現在の金融は、先ほど今村
課長から申されたやうなことで、な
るべくそちらの方をふやして行きたい
という考へでやつておるわけでありま
す。何と申しまして金を貸します場
合には、返せるめどがなければいかぬ
のであります。それにはやはり消費
組合の基礎というものがしつかりして
いなければならぬ。ところがこれは税

法の問題でもさうであります。それ
から信用事業の問題でもさうでありま
すけれども、現在の消費組合の実態と
いうものが必ずしもよく行つていない
のであります。これはあるいはいた
ごつこなので、金を返せるやうにすれ
ばよくなると言われるかもしれせん、
あるいは税をまけてやればよくなる
と言われるかもしれせんけれども、実
際にはいろいろ組合があるわけであ
ります。今度法律を出しましたのも、
そういう組合を是正して行きたい
というのが一つのねらいであります。け
れども、そういうふうなことをやは
り見て行かないと、金融の問題等につ
きましても、現実の問題を解決して行
く上に現在いろいろ難点があるわけ
であります。

なおこの機会に信用事業のことを申
し上げたのであります。この信用
事業をやつたらどうかというやうな
お話も実は最初あつたわけでありま
す。大蔵省の方の考え方といつたし
ては、労働金庫ができたときに、労
働金庫が生活協同組合の資金源になる
やうに考慮しようというやうなことも
ございまして、協力をしてくれたわけ
でございまして。その資料にもござい
ます。労働金庫からも若干の金を
借りておるわけでありまして。もし信用
事業をここでやれるやうにいたすとい
うことになりました。これは農業協同
組合のやうに簡単には参りません、
おそれる中小企業協同組合のやうにな
つて来るのではないかと、中小企業協同
組合の方であります。信用事業とい
うものをやりますと、これは大蔵省
の所管になります。その信用事業だ
けは別のものになつて来るわけござ

いまして、片一方で供給事業をやる組
合があつて、それが同時に信用事業を
やるということば、おそらく許さな
いだろうと思ひます。そういうし
と、消費組合で金融事業をやるとい
う名目はとれますが、実際は看板は同じ
であるけれども、仕事の実態は離れて
来るということになつて参ります。
で、必ずしも今おつしやつたやうな点
で御満足になるやうな結果に行かない
のでないかという点も心配いたして
おります。何よりもまず協同組合とい
うものをもう少ししつかりさせるとい
うことも、われわれとしては当面の目
的じゃないかというやうな考へ方をい
たしておるわけでありまして。

○長谷川(保)委員 労働金庫の道を開
いたということは、私は非常に大きな
進歩だつたと思ひます。ただ残念なこ
とに、今日労働金庫はまだ出発したば
かりでありまして、非常に力が弱い。
従いましてこの方面から今だに金
融の道を受けるといふことは、これは
消費生活協同組合自体も非常に微力
であるという点から申しまして、これ
は両方からの問題であります。けれ
ども、今のところはほとんど見込みなし
というわけでありまして。けれども労働
金庫の方は、いづれにいたしましても
これは将来非常に大きくなつて参りま
しようし、またこれはどうしても強力
なものにしなければならぬというふう
に思ふのであります。その点につき
ましては、こちらの所管の問題ではない
わけでありまして、大臣がおられます
ばその御方針を承るのであります。が、
おりませんからその点につきましては
これ以上申しません。そういうし
と、もう一つ残りました信用組合の関

いる御要望の次第もあり、かつまた御熱心に御心配をいただいておりました関係から、今回従来の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正いたしました、いわゆる非公務死軍人に対しまする弔慰の方法を決定いたしました、近く法案として御審議をいただく手配と相なつた次第であります。従いまして長らく御配慮をいただいておりましたので、この機会にその内容を申し上げまして、今後の御審議をお願い申し上げます。いわゆる旧恩給法の特例に關しまする件の、第一条に規定しております軍人または準軍人、詳しく申しますとそういうことになりましたが、この軍人または準軍人が、昭和十六年十二月八日以降において、故意または重大な過失によらないで、戦争に關する勤務に關連して負傷をし、または疾病にかかり、その結果死亡いたしました場合、及びこれらの軍人が、昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間におきまして、故意または重大な過失によらないで、事變に關する勤務に關連して負傷し、または疾病にかつて、そのため昭和十六年十二月八日以降に死亡し、または昭和二十年九月二日以降に死亡が判明いたしました場合、これらの場合におきまして、従来は非公務死をいたして援護法による書類は却下をいたしておつたのであります。戦傷病者戦没

れておるといふことを中心にされておるのであつて、この人たちの気持というものは、私は非常に深刻なものだといふ。

思うのです。現在あなたの方でも非常に急いでおられることはわかるのですが、この未裁定は一体いつまでに裁定をするつもりか。その氣持をまず伺いたいと同時に、もう少し裁定の範圍を考慮に入れて、遺族の人々の安心のできるような方法をすみやかにとつてやる道はないのか。厚生省の援護局の方々は非常に一生懸命にやつておられるところですが、前の山縣君にしましても相当熱心にやつたのです。今度の草葉君は、何といつてもこの方の専門家なんだから、第一番にこのことを片づけなければならぬ。その促進の方法、決意等をひとつこの際伺つておきたい。

○草葉國務大臣　ごもつともな御質問と思ひます。先ほど申し上げましたやうに、軍人に關しましてはなお未裁定が六万五千五百一名、その他軍属並びに準軍人を入れて七千六百八十五、合計しますと七万三千百八十六で、これらがなお未裁定に相なつておりますことはまことに恐縮に存じております。そこであらゆる方法でもつてこれが促進をいたしておりますが、その中で第一に仰せになりました援護庁の機構の問題等は、実はちやんとそれ／＼手打つて、今度は援護局になりました、ずつと引續いてこれができるりますまでは当分続けることにいたしておりますから、おそらくその不安はないと存じます。これはよく徹底するやうにいたしておりますから、この点では不安がなしに仕事は順調に進んでおると思ひます。ただその原因をいろ／＼調べて参りますと、戦地なり、外地なり、内地なり、あるいは死因に關します問題なり、またその遺族の受給権者の範圍に關する問題というふうに種々

わかれておりまして、御承知のように、部隊が全滅をいたしましたり、あるいは現地召集による部隊等の関係で、まことに資料入手が困難な状態であります。そういう関係で何とか少しでも——俗な言葉で申しますと、ひつかりがあつて、そしてそれが公務死になるような材料がありますと、さような取扱いを敏速にいたして参りたいと存じておる次第でございますから、それぞれ遺族等のあります関係におきましては、府県を通じ、直接に連絡等をいたしておりますが、かような未裁定の方々に対しましては、そういう意味で何か手がかりがありましたらその資料をひとつお出しただいて、なるべく早く解決いたしたいと存じております。ただ願わくばその解決は、却下してしまいますならば簡単でございますが、そうではなしになるべく望まれるような解決に持つて行きたいというので、実は資料をあせておるような次第であります。もしや少しでもそういうふうな資料がありますならば、御関係方面には御連絡をいたたくとけつこうであります。

○中野委員　その却下のことなんです、が、却下に対して、一ぺん却下してしまふと市町村役場なんかではもうだめだという観念を持つらしいのです。異議の申請をしようと思つても、町村役場に行くと思つて、あんな、もう厚生省でだめだということからおやめなさいという言葉を聞かせるのです。これはよく下に徹底してないうらみが多分にあると思う。これは私らがしみ／＼感ずることだが、年限等の問題は県庁限りで、県からすぐに厚生省の方にまわつて審議会にかけられればいいことな

んですが、なか／＼そうは行かない
あの異議の申立ての内容を見ますと、
やはり市町村役場を通じてというふう
に書いてあるのだが、そういうことはか
とつ市町村役場にも徹底してもらわな
ければ困ると思うのです。何らかの通
知を出して、そうして異議のある――
これはいろいろなりくつを言いますけ
れども、国家、民族のために召集され
て、それがもとで死んで、それでぜに
をくれない、めんどろを見てくれな
い。このくらい大きな異議の申立ては
ないのです。あとはこま／＼よいいな
ものをつけただけで、つけたりなん
だ。根本の一番大きな異議はそこにあ
るのだから、ひとつ親切に取扱つても
らいたいと思うことと、却下に対して
この異議の申請をできるだけ態度として
さらに検討を加え、審議会ではこれをば
できるだけ取上げるように至急手配を
していただきたいと思うのでありま
す。

そこでもう一つこの却下について伺
いたいのですが、どうしてでしやう
か、却下をされる人のうちに海軍関係
の人がめちや／＼に多いのです。こ
れは異の、何というのですか、あそこ
へ送るのですが、これは手数がたいへ
んやつかいで、送りましていろ／＼資
料を持つて行つてお願いをしまして
も、海軍関係はみごとに却下して来る
のです。私らの手元に約四、五百通順
まれたものがあります。その中でこれ
はどうとかなるものだと思つて、二百
通くらいものをばそれ／＼の資料を
つけて、そうして相談室というので
かに行つて話もするのですけれども、
特にその中で海軍関係の却下が多いの
はどういうわけなのか、伺います。

○**草薙國務大臣** 却下されましたものの率は、少しこまかくなりますが、内訳を申し上げますと、二月二十七日現在の数字であります。戦地関係で千三百六十八、外地が千六百四十四、内地が一萬六千五百五十三、合計しまして一萬九千五百六十五、これが死因に關します問題で却下した分でありまゝです。それから本人の身分に關します点では四百四十二、親族關係に關するものでは四千三百六十六、その他が二千八百六十二、合計しまして二萬七千二百三十五であります。さつき申し上げました数字よりもこれは十人少なくなつております。そこでこの内容から大体御推察いただくことができるかと存じますが、査定におきまして、あるいは身分關係、あるいは勤務地關係等において再調査をし、あるいはさらに再申請をして検討をするという余地のある場合があると存じます。そこで現在までに相當出て参りました中で、慎重に検討いたしましたして、復活いたしました件数も相當でございます。

○**中野委員** どのくらいありますか。

○**草薙國務大臣** 今手元に資料を持つておりませんから、後刻政府委員から御報告申し上げます。これらの点につきましては、お話のように、慎重にいたしましたと存じております。

な お海軍關係で特にさようなことはないと存じますが、ただいまのお話等もありますから、今後十分連絡をいたしてみたいと思ひます。

○**中野委員** 私は事実上立脚してお話をしておるのですから、後はど護謄庁の田辺君からでもお話を聞けばけっこうです。

それでもう一つこの機会に伺つてお

きたのですが、たび／＼立つのはほんとにうきうきから、二つ一緒にお伺いいたします。

遺族のない場合がありますね。たとえば子供はあり、女房はあつたのが、夫が戦死後において女房は他家に嫁ぐとか、子供は死ぬとか、あるいは女房は死ぬとか、親はないとか、いわゆる恩給法、援護法のこれを支給され得べき人がない、しかし実際はこの人が出征をするまでは一切の生活のめんどうを見るとか、ないはこの方たちがなくなつた後におけるところのまつりごとを一切引受けるというような場合が相当あるのです。これが今度の弔慰金の範囲の中に入つて、これに対して交付するかどうか。つまりまつりごとをしている人にやるかやらぬか。というのは、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案が予備審査されてこつちに参つておりますが、この改正の中には、遺骨の引取り経費として、遺族がない場合においても、葬祭を行つた者があればその者に支給することができるといふように書いてあるが、決してこじつけるわけではないけれども、弔慰金の性質から行けば、当然そういうような人々にまで支給することが正しいと思うのですが、これに對してはどういうふうな考えを持っておられるか。

それからもう一つは、今まで恩給法の改正によつてもなか／＼手元へ金が入らない。あなたの方では非常に急いでおるかもしれぬが、現段階においては、實際本人の手元には入つておりません。ぽつ／＼来るようですが、まだ大部分の人に入つておりません。従つてこの一部改正が通つたなれば――

まあ本国会中を通ることはきまつたこと
となんですが、一体何月ごろまでこの
国債を交付することが出来るか。数か
らいえは七万五千から八万くらい
のものなんだから、あなたの方の手を
つてすれば何でもないことなんです。
しかも早い機会にこれを交付してや
るにしたいと考えるから、この見
通しも伺つておきたいと思う。この二
つをお答え願いたい。

○草葉國務大臣 前の問題は私からお
答を申し上げたいと存じます。弔慰
金の支給範囲でございますが、これは
従来の弔慰金の支給範囲と同一でござ
います。従つて兄弟までということに
相なるわけでござります。ただいまお
話のありました遺骨等が引揚げられた
場合に支給します弔慰金は、実際に
葬祭をする人にいたしたわけでござ
います。この弔慰金をそれと同じよう
にいたしますことは、この前の弔慰金
の支給との関係もあり、また当時御審
議をいただいた戦傷病者戦没者遺族等
援護法のあの御意見等によつて、あ
れは皆さんから御修正をいただいたて
あいうふうになつたのであります。
が、従いまして、その点をはずして実
際やつて行くということになります
と、この関係はたいへんで、むしろ
いろいろ困難を来す場合があります。御
遺骨の場合には、その遺骨そのものを
受取つていただきますから、このよう
でございますが、今回の場合にはそうじや
なしに、遺骨を私もまつて、私も
まつて、現在においても一人に何人もあ
るという場合があります。むしろ
この前皆さんの御修正になつたあ

の範囲でいたす方が適當であるとい
うので、今回も従来の範囲にとどめて
い

第二の問題は次長からお答えいたし
ます。

○田辺政府委員 今回拡張になりました
弔慰金の支給につきましても、でき
るだけ手続を簡素化をいたしてやりた
いと思つております。却下した件数及
び現在未確定になつております件につ
きましては、書類が手元にごさいます
ので、そうお手数をかけずに裁定でき
るものと思つております。まだこまか
い手続の点はきめておりませんが、で
きるだけ簡素化いたしまして、早く裁
定をするように努力したいと思つてお
ります。

○中野委員 これは法案が出てから大
いに議論をしまして。ただ田辺君の
関係の問題ですが、できるだけすみや
かに、というのは、政府の常用語であ
りまして、一向すみやかでないのが常
識なのであります。しかしこれは早く
していただきたいという要望だけにと
どめておきます。

先ほど草葉厚生大臣の話で一点納得
できぬことがあるのです。われわれは
場合によれば相当考慮の上に立つて修
正しなければならぬと思うのです。と
いうのは、遺骨をあのさうまつて
いる、こどももまつて、さうまつて
葉は、これはあなたの方ではさうとら
れるかもしれないが、實際問題として
は、わずかに八万やそこらの数なんです
市町村役場に綿密に調査されればはつ
きりわかる。もう自分の家族の一員が
死んで、ただ恩給法、援護法の対象と
ならぬというだけであつて、實際上に
おいては、そのあとのことを一切合財

やつて、という家族は相当数あるの
です。ところが、戦死をしながらもそ
れが却下されている原因は、今申し上げ
ましたようなことから支給される人
間が除外されているからであります。
實際上にこういう弔慰金というものの一
番最初のねらいは、遺族の気持とか心
情とか、あるいは国民感情を勘案して
というならば、広く、そして徹底して
これを交付するということではなければ
ならぬ。それを途中で、文官の非公務
の者にはやらないとか、あるいは遺族
の方々の中でも、實際上において自分
の家族の一員として戦死をし、あるい
は戦病死をして、死にいかぬ、
たまたま法律で定めてある受け得べき
対象の者がいないから、従つて除外され
ているといううなことは、今回の弔
慰金の場合においては、私は相当考慮
をしてほしいと思つて、従つて場合に
よれば法律はどんなにでも修正できる
のだから、事情に即して修正する必要
がある。市町村役場で徹底的に厳密に
調べれば、こんなことは一目瞭然わか
ると思つて、それは中に十や二十
はさういふうな場合も起るかもしれ
ないが、その少数の場合を考慮に入れ
て、大多数の人たちをば抹殺するとい
うことは納得できないので、この点は
とつと新厚生大臣として草葉君の腕の振
いどころなんだから、大いに考えていた
だきたいと思つて、これ以上私はお尋ねは
いたしません。どうかその気持で今
度の一部改正をされる場合には御配慮
をお願いしたいことを希望しておき
ます。

○小島委員 山下春江君
○山下(春)委員 この前の恩給法の改
正のときに非常に強く要望いたしてお
きまして、今度の拡大されたものと
どういふ関連をもつて御処置を願つ
たかというところをちよつと聞きたいの
でございますが、それは船員の場合C
船員以外の船員、と申しまして、こ
れは非常にやむを得ざる事情、すなわ
ち船舶運賃に登録をしないとなな
く、たとへば現地で拿捕された船をた
だちに軍用に転用したような場合、船
員はこちから別な便で送りまして、
それに乗せて、まづ戦争状態と同
じような状態、いわゆる戦時的な業
務に服されたことによつてなくなつた
りあるいは大けがをした者があるの
であります。それは大抵数は百名そこ
そこだと思つておりますが、それが恩
給法のときどきとして取上げられない
でそのまま残つております。

それからもう一つは、大東亜戦争が
苛烈になりましたとつと前に上海方面
で——これは援護法の田島事務官が
おられればその事情をよく御存じだと思
います。上海方面で使われまして、
これは軍属でしうが、さういふもの
が全部一切今日まで国の援護を受けて
おりません。今度の場合それをどうい
うふうにお扱いいただけましたか、ち
よつとお知らせを願います。

○田辺政府委員 今度の改正案で考
えております点は、一つはいわゆる非公
務死亡者に対する弔慰金の支給でござ
います。もう一点は傷害年金の支給範
圍の拡大であります。恩給法によつて
もらう傷害の程度が国会修正によつて
拡張いたしましたのに対応いたしまし
て、援護法におきましても傷害年金等
の支給範囲を拡大する措置を講じてお
ります。今御質問になりました船員の
問題につきましては、はつきり記憶い

たしておりませんが、C船員として取
上げ得る人はできるだけC船員として
取上げて行くということで、運輸省と
も話し合ひをいたしておりますが、御指
摘になりました点がその後どういふ
うになつておりますか、よく調査して
みたいと思ひます。

○山下(春)委員 法案がまとまりま
す前にそれとつと御調査を願ひます。
きよ、田島事務官のおいでがございま
したならば、多分その間の事情をよく御
承知だと思ひますので、これはぜひ御
調査を願ひます。恩給法の一部改正の
ときにはこれは非常に強く要望したの
であります。遂にその範疇に入れた
いただけなくて残つております。それ
から上海、中支のあの辺の海域で働
きました者も全部漏れております。こ
れは非常に苛烈なる十七年ちよつと前
のいふものでござります。それが全部
そのまゝになつておりますので、ぜひ
御調査を願つて救済の方法をお尋ね
いただきたいと思ひます。

今中野委員からいろいろな観点から
お尋ねになりましたが、私ちよつと遅
刻いたしましたので聞き漏らしてござ
います。が却下になりましたものが異議の申請
をしなくても、厚生省の方で自主的に
これを再調査するといふような方法を
とつておいでになるかどうか、その辺
はどうなつておりますか。

○田辺政府委員 すでに百八十数万の
裁定をいたしておりますが、非常に急
いでやつた関係もありまして、中には
今日から見ますれば当然可とすべきも
のも含まれていゝといふことは考え得
るのでござります。現に不服の申立て
が参りまして審査した結果可決になつ
ていゝものもござります。現在私の記

最も大きいシヨックを与えておりました問題であります。そこで実は昨朝その荷が東京に参りまして、お話の十四日に船が入つたようでございますが、その間の事情は昨朝現地に関係者を派遣いたして参りまして、その状態を調べておりますが、私の方へ参りました報告につきまして、大体今までいたしたことを一応ここで御報告申し上げます。

焼津の港に船が着きまして、現在までわかつておりますのは、乗組員の二十三名であつたように存じます。そのうち二十二名は焼津隔離病舎に隔離いたしまして全員の検査を行つて、その後の経過状態を現在観察中であります。一名は重傷のために東大病院に運んで、今入院中でございます。被服類からも放射能が検出されましたので、全部とりまとめまして、これをそれぞれ格納いたしておるのであります。またただいま申し上げましたように、昨朝ただちに係官を派遣いたしましたので、広島の方面あるいは東大の方面からも参りまして、目下現地の調査をいたしております。追つて報告が参ることと存じております。そこで東京の方におきましては、昨朝早朝魚市場の方に着いて、その方から東京都にとりあえすこの魚の処置について打合せがあり、昨朝午前九時ごろ東京都から厚生省の方に連絡がありまして、従いまして食品衛生上の立場からこれを十分注意して処置をする方法をとつたのであります。そういう次第でありまして、これが処置につきましては、科学研究所の山崎博士の意見を求めまして、結論的には、魚の実体について放射物質の含有の有無を検査して、その結果食用に

適するかいなかを判定することが必要であるというお話でありましたから、昨朝午前十時ごろ東京都におきまして、原爆に遭遇いたしました市場入荷の魚の処置について、それら関係者を招致いたしましたして、本省からもそれぞれ関係者が出席して緊急協議をいたしております報告によりまして、ガイガー測定機を使用した結果、三〇センチメートルの中に七・五ミリメートルのレントゲン量の成績が出て来た。従つて食用に不適当であると決定した。こういう決定をいたしましたして、一部研究材料を収集しました以外は、全部箱詰のまま地下二メートルのところに埋却処分をいたしましたのでございます。そして東京都に参りました分は、全部市場に出すことなく、昨日の午後三時に完全にこれを食いとめることができたのであります。焼津の水揚げ場におきまして引揚げました数量が二千二百九十貫くらいで、二百四、五十貫を残したあとは全部それらへ発送いたしましたようでございます。十三府県に出したようでございます。確實にあつて詳細に部長の方から御報告申し上げることにいたします。それらの関係方面には全部手配をいたしまして、調べました結果、行先と魚の量と種類とがわかりましたから、食いとめるものはただちに食いとめたのであります。一部市販に流れておる心配のものもありませんから、後刻その場所等はここで発表いたしますとおきたいと思ひます。こういう状態で、食品については措置をとつております。

また一方乗組員について現在調べておりますが、遭難をいたしました船は

福龍丸であつたと存じます。九九・九トンで、乗組員の大部分は船員保険の被保険者になつておると存じます。調べますと、四十八名が船員保険加盟者であります。今度乗つて行つた人は二十三名であつたという報告であります。船であるので乗船するときと下船するときとある関係で、福龍丸の船員保険加盟者は四十八名であるけれども、今回出で行つた人は二十三名であつたというので、これらの詳細につきましては、現地に行つておりますから、後刻報告があると思ひます。ですから二十三名のほとんどが船員保険に加盟しておるのではないと思ひます。一時の臨時雇い等で行かれた場合は別であります。そうでない限り、船員保険法によりましてこれらの医療、家族等の手当は一切いたす予定をいたしております。従ひまして、医療の給付——これはなおあります。三年以上かかりますと三年で打ち切ることになつておりますが、その期間内であればなおるまで治療を続けて参る。その他、これは仕事手当として医療を続けながら四箇月間は現在の俸給を本人に渡すことができることに相なつております。その他今後の治療の状態によつて、それら船員保険法によつて相当処置ができることにいたしてあります。魚肉の問題につきましては、それぞれ発送いたしました先、それが市販に行つたと思はれるところについては、部長からお答えいたします。

○柳田委員 私のお尋ねしたのは、この問題を検査法にあるところの伝染病と對比するのはおかしいのであります。が、原子病というのは、御承知のように広島島の原爆でも、原爆を受けてから数年間何ら異状がなくて、数年たつてから初めて症状が現れて来るものもあるわけですね。検査法によるコレラにしてもベストにしても、潜伏期間が限られていて、それが過ぎればもう発病しないといふことは百パーセント確実なんです。ところが原子病については、その潜伏期が数年にわたる。さらに魚を食つた者はその魚で骨髄まで汚染される。それが数年かかる。従つて数年間というものは不安のうちに過ぎなければならぬ。そこでそういうような立場に立たれた方には、今後数年間あるいは数十年間大きな不安を与える。こういうような見地からも、今回の問題を、あるいはこの放射能を含んだ魚を食へられた方は、おそらく戦々々々うきうきとして今後十年ないし数十年の人生を送らなければならぬ。そういうような問題から非常に大きなショックを与えておる。十四日に第五福龍丸が入つて来て焼津の病院で午前十時におはす。十四日の十時に診断を受けておる。大井という医師の診断を受けておる。その報告がわかつておるにもかかわらず、十六日の午前二時に築地にそのものが来て、それからあつたというふうなことは、その間に——従来原子力に關しては法制的な立法措置といふものができておりませんから無理からぬこととは思ひますが、静岡県の衛生部で最初の患者を見られた大井氏からいつ報告を聞かれて、そして静岡県当局はそれをいつ厚生省に報告されたか、同時に静岡県当局は、いつ焼津に出張されて現地のそういうような第一線の対策に当られたか、そういうような時間的問題、これは大臣ではちよ

つとおわかりにならないでしようかと、ひとつ政府委員からお伺ひしたいと思ひます。

○楠本政府委員 お答え申し上げます。十四日の午前十時ごろ船が焼津についたわけでありまして、そのとき乗組員の中でのかなりの人たちが異常を呈しておりましたので、そこで一部の者が午後共立病院に参りまして診察を受けたわけでありまして、共立病院におきましては、どうもはつきりした診断がつかず、時間を過ぎたわけでありまして、ところがそのときにこれを担当いたしました医師に間接に聞いてみますと、どうも何かそんなところの原因があるのじやなからうかといふこともちらつと考へたやうであります。何分にも原因等がはつきりわかつておらなかつたためにそのまま過して、十五日の朝になりました。どうしても自分としてははつきり落ちないといふことで、たに東大にその中の最も重い患者を送りまして、そこで初めて科学的な検査をした結果、これが放射能によるものであるといふことが決定いたしましたわけでありまして、従ひまして、この点で約一日近いむだな時間を遷延いたしましたことにつきましては、最初のまづたく予期しなかつたことは言へ、私も常時の地方指導に欠ける点があつたことは何とも申訳なく思つておる次第でございます。しかしながら十五日以後におきましては、これが表面から決定をいたしましたからには、ただちにそれら適切な措置をとりまして遺憾なきを期した次第でございます。なお県の衛生部といたしましては、これまた当初医師からの申出がなかつたために、結局東大ではつきりするこ

ようやく県も知つたやうな次第でございます。そのために、県の手配もかなり遅れまして、やはり十五日以後に初めて県が処置をとつた次第でありまして、この県の処置もまた厚生省と同様約一日を経過いたしました次第であります。これらはいずれも最初のことでありまして、どうも何とも申訳ない次第でございます。この点は厚く遺憾の意を表したいと存じます。

○柳田委員 これは実際に今までこういう例がございませんので、責める方も無理ですが、県の衛生部が焼津に行かれたのが十六日午後一時というふうな新聞にも報道されておりますが、どうも少しく最初の行動が県の衛生部としても不活発ではなかつたかと思つておるのです。小林都公衆衛生部長さんも「こんな危険なものが市場に持込まれる以前に入荷をとめられなかつたことは大きな問題で、都民を騒がせ、まことに申訳ない。」というやうなことを、これは読売新聞に書いておるのでありますが、この点では少しく県の当局の臨機応変の処置が足りなかつたのではなからうかといふやうな気がいたします。またここで問題になりますのは、こういう件について進められる法律としては、食品衛生法あるいは検査法等があるやうかと思ひますが、そのほかに何かございませうか。その措置はともかく、法律としてはどんなものですか。

○楠本政府委員 法律的に処置できるものは、今回の場合を考えますと、これによつて有毒化した魚等を食品衛生法によつて廃棄処分付することとでございます。そのほかには処分としては特定なものはございません。

○柳田委員 そうしますと、このたびの乗組員二十一名は、足どめして、十六日焼津の市立病院隔離病舎に収容された、これは朝日新聞が書いております。それから船舶は焼却するよりしかたがなからうというふうなことも同新聞に出ておるのでありますが、これらに対するこのような強制隔離病舎に収容するとか、船舶を焼却するといふようなこの準拠法令は、何でありますか。

○楠本政府委員 これらはすべて法的根拠をもつて強制するものではございません。たとえは船体の処理の問題についても、これらはきわめて危険なものでありますので、話合ひの上これを処分する。あるいは現在の法規の範圍におきましては、これらの被害者を一箇所に入院させるというふうな根拠は何らないのであります。現在、この点についてはたゞ各船員の同意を得まして、経過をまとめて觀察し、なおこれらの今後の安全を期する意味で、入院とせずに、合宿のような意味でお願いをいたした次第であります。

○柳田委員 そこで大臣にお尋ねいたしますが、幸い今回は放射能を持った灰をその船が持つて歸つたのですが、こういうふうな灰が台風とかそういう大きな風にも乗つて内地に來るといふようなことも考えられるのではないかと。われ／＼から言うならば、こういう原子兵器をつくることすら禁止したらい、平和的な原子力は國際管理にしたらいのだが、今のアメリカでは、なおこれの十倍、百倍もするような、さらに／＼大きい、人類が人類を破壊に陥れるようなこういうような研究を今後さらに続けて参るであります。

よう。しかも公海において無期限に一定の場所を占拠して、そこで実験をするといふようなことは、おそらく前代未聞で、ここにも大きな問題があるが、そういうふうなことは、どうせアメリカのことでありまして、今後も強行されるだろう。そうなつて來ると、どうしても日本の地勢上、あるいは船は持つて來なくても、天候が持つて來るといふようなことも、全然荒唐無稽で想像できぬといふことではないと考へられる。あるいはまたこういうふうな第二の事例が起らぬとも言えないといふような場合でありますから、こういう危険な、しかも潜伏期間が数年にもかかり、しかもかりに出たなら、非常に治療の困難なという問題に對しては、早急というわけには参りませんが、少くとも検査法そのものを何とか改める必要があるのではないかと。

検査法は、御承知のように、國內に航空機もしくは船舶によつて伝染病を持つて來る、そういう場合のそれに対する処置、あるいはその航空機とか船舶の処置を規定しておるのでありますが、この検査法自身にしても、航空機の発達以前には、開港検査で、船が海の港から入る場合のみ考えられておつた。ところが航空機の発達で、開港といふ字を削つて、検査法になつたのだが、原子力時代になると、伝染病というよりな範疇以外に、こういう放射能によるところの危険なものも当然検査法に織り込んで考えなければならぬのじやなかろうかといふふうにも考へられるのであります。これに對して大臣はどういうふうな考へでありますか。

○草薙國務大臣 御意見もつとも私も考へます。従いまして検査法等についても今後検討の余地があると思ひます。今までのやうな事例は想像もいたしませんし、あつたこともございませぬ。従つて万事驚いたまゝの状況で過してゐるのであります。法律的にも今後たいへん参考になつたと存じますから、御意見等十分尊重して参りたいと思ひます。

○柳田委員 検査法のみならず食品衛生法等についても同様なことが言えるのではないかと考へます。そこでこの治療の問題であります。今回の被害者を治療する場合に、いかなる放射性元素がこれに作用してゐるかといふことを説明するのでなければ、その治療の根本方針は立たぬと思ふ。それでいかなる放射性元素が作用してゐるのかいふことを説明して行くといふ、アメリカがいかなる元素を使ひ、いかなる放射性元素を使つて、いかなる原子爆弾を製造してゐるかといふ秘密が暴露する。MSAのちやちやな武器をもつても秘密保護法をこしらへなければならぬといふのでありますから、これが醫學的治療でも、アメリカはおそらく何らかの制限を加えて來るのではないかと考へます。そういうことになつたら、治療はできない。これに對してわれわれはあくまでも人道的立場に立つて、どういふような放射性元素が作用して、人体にいかなる支障を与へた、従つてどういふ治療をするといふことは、日本としては毅然たる態度で臨んで行かなければならぬ。仮定の問題には答へられぬとおつしやるかもしれませんが、こういうことは当然予想されるのでありますから、大臣としては、こ

るのでありますから、大臣としては、こ

るのでありまして、大臣としては、こ

○柳田委員 私がお尋ねしておるのは、これを治療して行く場合には、どういふような放射性元素がこれに作用してゐるかといふことを醫學的に説明しなければ、治療ができない。そういう場合に、アメリカの方から、今実験中だから、そういうことを説明するのは差控えてほしいといふような要請があつた場合、どうされますかといふことを聞いてゐる。

○草薙國務大臣 これは広島の場合でもそうでございしますが、関係者と連絡いたしました。治療に十分の方法を講じて参りたいと思ひます。従いまして御質問にございしましたやうな心持をよくくみまして進んで参りたいと思ひます。

○柳田委員 そこで患者の治療でございしますが、この治療に關しては、船員保険に入つてゐるんだから、それで行けるといふことではあります。この原子放射能によるところの病氣は当然慢性化するものであります。ことに骨髄等を冒しましたら、一生の病氣になります。これを船員保険というやうな限定された治療期間において、限定された費用においては、とうてい十分な治療はできないと思ふ。これは特別な例であつて、これを船員保険でまかなうといふことでは、患者は、今大臣の言われたやうな万全を期した治療はとうていできません。従つてどういふやうな特別な例は、これは当然アメリカからアメリカにでも治療費の補償を要求するなりして、最後までこの治療の完壁を期せられる御決意があるか、これをひとつ承つておきたい。

○草薙國務大臣 私はさつきは不確定で申し上げておつたのであります。二十三名全員船員保険に加入をいたしてゐる。ところがたゞいま連絡がございまして、それは不十分な場合があるといふこともあつて、予想されるかもしれませぬ。かゝりあつてはこれによりまして処置を講じて参りたいと存じます。今後の処置につきます。これはいろいろ／＼な方面に關係いたしますので、よく検討して参りたいと思ひます。

○柳田委員 このたび歸つて來ましたうちで、特に重症の方は、幸い生命はとりとめるかもしれないといふことになつておりますけれども、これは船員保険の限られた治療期間では根治しないことは今からわかつておる。すでに広島の実例でわれ／＼は知つてゐるわけだ。従つて船員保険では治療できないことは確定と申してもよろしいので、この確定の上で立つて、大臣はどういふやうな方法でやるのですか、お伺ひしたい。

○草薙國務大臣 私ども実はまだ船員保険関係の方で相当程度まで行けると存じております。たゞいづゆる放射能に對する醫學的な治療方法が確立されておらない現状だと存じます。広島

研究をいたしております現状から考えましても、これに最も即応した医学的な治療方法がどういふふうにしてなされるかというのがむしろ今後の研究課題になつておると存じます。そういうのでこれらの治療に新しい治療方法が、ただいま柳田さんのおつしやるように特別の処置を講じ、特別な方法が必要になつて来るかもしれません。これらの点につきましては今後の医学的な処置をよくそれらの担当の方々と研究いたしまして、船員保険法でやれない状態になつたときの十分な方法を検討して参りたい。ただいまのところでは相当程度までは船員保険法で行けるのではないかと考へておりますが、しかし今申し上げましたようにこの放射能に対する医学的治療というものが新規の分野でございますから、ここで確言はできないと存じます。

○柳田委員 私私の間はそうではないのです。放射能に対する医学的な治療が確定されておらないことは事実です。しかし確立されたとしても、これは仮定なんです。この仮定が既定になつて確立されても、船員保険の期間では根治できないという事は、これは確定なんです。放射能に対する治療方法が確立されるかされないかということとは別問題として、確立されたとしても船員保険の治療期間内では根治できないという事は、これは確定だと申し上げる。従つて今から船員保険の期間内で全部やれるということはナンセンスなんです。当然船員保険の期限外にはみ出るから、そこでどういふふうなお金の毒な方には対策はありませんかというところをお尋ねしている。

○草葉國務大臣 これは先ほど柳田さんも仰せになつたように、広島の場合は別でございますが、今回のような場合は初めてでありますので、従いまして三年間の治療期間中にどういふきないという状態もお話のうちにあり得ることかとも存じます。十分まだ期間がありまして、とりあへずはそれだけの処置をいたしまして、その間よく検討いたし、あるいは先にお話になりました立法的処置が直接医療の關係だけではなくとも検討しなければならぬ点もあろうかとも存じますので、よく検討いたして参りたいと思ひます。

○柳田委員 患者の方はそれぐらいにしておきますが、家族等が生計の基礎をとられた、そういうような家族の生計はどういうふうな考へでめんどろを見られるおつもりですか。

○草葉國務大臣 これも先に申し上げましたように、とりあへずは船員保険法によりまして、家族に対しましては傷病手当金を出しますが、これは現在の規定では四箇月間は金額を支給する、四箇月が過ぎますとあと二年八箇月間はその六の五を支給するということに相なつております。とりあへずはこれを支給いたしながらこれらの点につきましても検討いたして参りたいと存じます。なお現在の法規から申しますと、船員保険法で家族の傷病手当金が十分でありますかと、他のいろいろな方法等も検討して参らねばならないのではないかと、それは内地にあります従来の場合等も検討する余地がありはしないかという事も考へられますので、とりあへずは船員保険法によりまして傷病手当の家族手当をいた

しまして、あわせて検討いたして参りたいと思ひます。

○柳田委員 昨日予算委員会でもわが党の藤原道子君の質問に主計局長は、他に適当なあれもないので生活保護法でめんどろを見ることになるよりしかたなからうというふうなことを言つておるのですが、これはそういうふうな御意図でございになるのかどうか。

○草葉國務大臣 生活保護法の道もありませんが、それの方々がそれによつて、その手当金は今申し上げました期間中は出ますので、おそらくその範囲においては御生活をなさつておつたのではないかと存じます。しかしいろいろ特別な費用があるためにどうしてもそれだけでは不十分であり、またそれが打切られたあとにおいて困難な状態にあるとなりますと、生活保護法等が当然発動して参ると存じます。とりあへずは傷病手当金で支給をいたして参りたい。

○柳田委員 これでやめておきます。大体当局のお考えもわかりました。この問題をわれ／＼考えますときに、今後起つて来る問題は、今申しましたように、これは衛生立法上の問題で大きく厚生省は考へなければならぬ。また衛生行政上も厚生当局として出先、保健所等を通じて御研究願わなければいけません。何としてもこの原子被害に關するところの実際の犠牲者が第一号、第二号、第三号みな日本人である。従つてこれに対して今後原子医学を究明する上において、私は日本人は相当の決意を持つて、そして日本人自身がこういう問題に対するところの恐るべき災禍について他の人類にも貢

献する大きな責務がある。そういう意味で、今後原子医学上いろいろこの問題を御研究されたいと思ふのですが、科研にいたしまして、あるいは予研にいたしまして、その他研究機関とどこにいたしましてほとんど予算がございせん。従つて厚生省としてはこういう原子医学を究明せられる上において、現在の予算の中から、あるいは確定になつておりますけれども、何らかやりくりをするとか、あるいは予備費からでもこれを要求して、科学者をして移転の憂いなくしめるように研究されるだけの経費を計上される用意があるかどうか、これをひとつ承つておきたい。

○草葉國務大臣 これは關係いたしますところが数省にまたがつていと存じますから、よく關係大臣等と連絡をいたしまして、この機会に十分放射能等の検討をいたして、これが治療の対策にできるだけの方法をとるよう処置を講じて参りたいと存じます。

○小島委員長 本日の議題となつております諸法案についての質疑は次会に続行することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。次会は追つて公報をもつて御通知いたします。
午後三時三十九分散会

昭和二十九年三月二十四日印刷

昭和二十九年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局